

インド愛知デスク ニュース

◆◇ インド最新情報 ◇◆

Vol.6

● Goods and Services Tax : GST - インド間接税制の大改革

インドの複雑で分かりにくい間接税制の抜本的改善のため、複数存在する間接税を「GST (Goods and Services Tax)」という1つの税金に統合しようという議論が始められて約10年近くが経過します。2014年のモディ政権誕生後、GST導入は最重要政策の1つと位置づけられ、導入に向けた動きが活発化しました。そして、GST導入に必要な憲法改正法案が8月8日に国会を通過し、大きな前進を見せました。

なお、憲法改正には過半数の州議会による追認が必要です。憲法改正を受けて、GST法案も別途国会や各州議会での可決・成立させなければなりません。政府は2017年4月の導入を目標としていますが、実際的にはこの目標達成は困難と言われており、GST導入は2017年度中あるいは2018年度中になるのではないかとされています。

本稿では、GSTの概要と導入による影響ポイントを解説します。

現行の主要な間接税		課税対象	課税時期
中央政府	物品税	物品製造	出荷時
	サービス税	サービス提供	対価支払時
	中央売上税(CST)	州外物品販売	権利移転時
	関税※	物品輸入	輸入時
州政府	付加価値税(VAT)	州内物品販売	権利移転時

GST導入

税目	課税対象	課税時期
物品サービス税 "GST" (中央政府のCGST) (州政府のSGST)	付加価値 (物品取引、サービス取引の両方を 対象)	Point of Supply

1. 現在のインドの間接税制

現在のインドの間接税は、輸入時にかかる関税（関税の中にもさらに基本関税、相殺関税、特別追加関税と複数の項目があります。）、物品製造に係る物品税（中央政府税）、州内の物品販売にかかる付加価値税（VAT、州政府税）、州をまたぐ物品販売にかかる中央売上税（CST、中央政府税）、サービス提供にかかるサービス税（中央政府税）など、複数の税目があります。また、これらの税目の相殺控除関係は複雑で分かりにくく、一部はコスト（原価増）になってしまうなど、ビジネス上大きな負担となっています。

2. GST の概要

現在、州政府の財務大臣で構成される特別委員会が GST の仕組みを議論しており、Model GST Law のドラフトが公開されています。Model GST Law で提案されている GST の仕組みは Dual GST と呼ばれ、中央政府の取り分である Central GST（CGST）と州政府の取り分である State GST（SGST）を設け、州をまたぐ取引に係る CGST・SGST は Integrated GST（IGST）としてプールし、一定の決まりに従って相殺するという仕組みです。

（1）相殺控除

現在の税制では複雑になっている各税金の相殺控除関係も、GST の下では非常に簡素な形となると考えられます。仕入時に支払う GST と売上時に受け取る GST は原則的に制約なく相殺控除でき、現在の中央売上税（CST）のような相殺控除できずコストになってしまう税金が解消されることが期待されます。相殺控除は、州内取引での CGST 同士、SGST 同士をまず相殺し、その後 IGST については一定のルールに従って相殺することが提案されています。

（2）適用範囲

GST は物品取引、サービス取引の両方に課される税金であり、現行制度のように物品取引には VAT や CST、サービス取引にはサービス税、といった別の税金が課

されることがなくなります。例えば IT 産業においては、データの提供が物品としての取引かサービスとしての取引かが明確でなく、VAT 法、サービス税法の両方に該当すると解釈されて VAT とサービス税の両方が課税されるというケースもありました。こうした法解釈による曖昧さも解消されると期待されます。しかし、Model GST Law では消費酒類やタバコなど嗜好品取引を GST から除外しており（したがって引き続き VAT や CST が残ることになります。）、ガソリンなどの燃料は GST の適用範囲とするかどうか議論されています。

（3）課税タイミング—Supply

課税時点の変化も大きなポイントです。既に述べたように、現在の税制では税目ごとに課税タイミングが異なっていましたが、GST では「Supply」時点に統一されることが予定されています。Model GST Law によれば、Supply には在庫移動もその概念に含まれるとされています。従って、販売・購買以外のタイミングでの GST 課税も考えられます（但し、在庫移動に係る GST も販売時の GST と相殺できるのでコスト増とはなりません）。また、Supply というイベントはサプライヤーの所在地と Place of Supply に従って決定するとされており、詳細は今後の議論の対象になります。

（4）税率

GST の税率については、これまでは 12~27%程度のレンジで標準税率が取り沙汰されてきましたが、最近では上限税率 18%という意見が主流になったように思われます。しかし、憲法改正法の上院審議においては、税収減を恐れる州選出の議員から 20%以上の税率を求める声も聞こえてきます。税率は今後設置される GST 委員会で決定されることとなります。また Model GST Law では、現行制度で免税や軽減税率の対象となっている物品（生活必需品等の消費財）については、GST においてもこれを引き継ぐことが想定されています。なお、SEZ での免税の取り扱いが明確にされていません。

3. GST 導入の影響

GST の導入は現在の間接税制を根本的に変更するものであり、影響は広範囲かつ大きなものになると予想されます。特に以下の分野では注意が必要です。

(1) サプライチェーンへの影響

現在の間接税制を前提としたサプライチェーンの見直しが必要になると考えられます。州内業者、州外業者、輸入など、取引に応じた税金面への影響分析が必須です。また、これまでは CST コストを軽減する目的で州ごとに倉庫を設置して出荷するという体制がよく見られますが、GST では CST コストの制約がなくなるので、例えば複数の州を対象とした出荷拠点への物流の集約なども 1 つの選択肢となり得ます。こうした物流網（倉庫網のあり方など）の見直しも必要になると考えられます。

(2) キャッシュフローへの影響

現在の間接税は税目ごとに課税タイミングが異なっていますが、既に述べたように GST の下では「Supply」時点での課税に統一されます。この課税タイミングの変化によって間接税に関するキャッシュイン・アウトのタイミングが変わってくると考えられます。また、在庫移動も Supply に含まれるため、仕入・販売以外のタイミングでの GST 課税・キャッシュフローも考えられます。加えて、これまでの免税や還付のあり方やタイミングも変わってくると考えられるため、こうしたキャッシュインへの影響も考慮すべきポイントです。

(3) コンプライアンス対応への影響

現在の間接税制では複数の税金にそれぞれのコンプライアンス対応が必要でしたが、GST 導入後は GST という 1 つの税金についてのコンプライアンスが求められ、負担軽減に繋がると期待されています。

一方で負担増の懸念もあります。現在提案されている Dual GST の下では、州政府の SGST を含むために州政府ごとの登録・申告・納税が必要となると考えられます。例えば、現在サービス取引にはサービス税という中央政府税が課されるので、申告・納税は中央政府に対して行いますが、GST ではサービスも州ごとの申告・納税となる可能性があります。また、CGST、SGST、IGST ごとの会計処理・管理や各種証憑類の保管、GST に合致した契約書や請求書への改訂など、コンプライアンス対応が必要になります。

(4) IT システムへの影響

現行の間接税制に対応した IT システムは全て GST に対応したものに変更する必要があります。例えば、税目設定・税率の変更、請求書等の新たなフォーマット設定、クレジット（相殺控除）登録・条件の変更（特に物品取引とサービス取引のクロスクレジットへの対応）などが考えられ、影響は広い範囲に及ぶと思われます。

4. 今後の対応は？

Model GST Law のドラフトが公開されているとはいえ、重要な税率や適用範囲はまだ議論されている最中です。従って、詳細な影響分析は現時点では難しいと考えられます。しかし、GST の議論が最終決着するまで待っていては、そこから導入までに十分な準備期間が設けられない可能性も否定できないことから、現時点で入手できる情報で、現在のビジネスのどういうところにどういう影響がありそうか、という分析は最低限進めておく必要があると思われます。

また、現在の税制への対応状況が適切かどうか、このタイミングでレビューすることも必要と思われます。例えば、現在の制度でのクレジット残高（BS の仮払/仮受間接税のイメージ）が適切かどうか、それを裏付ける根拠証憑が十分に整備されているかは確認が必要です。現在の制度上のクレジット残高は GST 導入後も有効な残高として移行できると考えられますが、その際には、証憑類の保管など GST で求められる一定のコンプライアンスを満たさないクレジット残高は否認されてしまうかもしれません。

そこで、GST 移行前に、現在の間接税制へのコンプライアンス状況も総点検されてはいかがでしょう。

● 執筆者情報

花輪 大資（はなわ だいすけ）

公認会計士(日本)

2013 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向し、ジャパnde

スクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。

監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。

インド国内 12 都市 13 事務所、約 3,000 名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク 最新情報（2016 年 8 月 16 日）

■発行元

2016 年度インド愛知デスク運営業務受託者：

松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号

朝日生命大手町ビル 7 階

TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

global@jmatsuda-law.com